

岩谷堂地区振興会規約

(名称)

第1条 この会は、岩谷堂地区振興会（以下この会を「本会」という。）と称し、事務所は岩谷堂地区センター内に置く。

(目的)

第2条 本会は次のことを目的とする。

- (1) 岩谷堂地区民等が主体的に参加し、相互の信頼と協力によって生きがいと安らぎのある、健康で安全な地域社会の形成をはかる。
- (2) 岩谷堂地区民相互が地区の課題を共有し、解決にむけて協働し、支え合う「地域づくり」を推進する。

(会員)

第3条 本会は次の会員で組織する。

- (1) 岩谷堂地区住民で組織し、1世帯を1会員とする。
- (2) 法人、事業所等を1世帯1会員とみなす。
- (3) 別表（1）に掲げる各種団体（地区内住民団体）は団体会員とする。

(事業)

第4条 本会は、第2条の目的を達成するために次の事業を行う。

- (1) 地域づくりに関すること。
- (2) 地区の防火、防災、防犯、交通安全等地区の危機管理対策に関すること。
- (3) 地区の環境衛生、保健衛生の向上に関すること。
- (4) 地区の福祉の向上に関すること。
- (5) 地区の教育・文化の向上と生涯学習に関すること。
- (6) 産業間連携に基づく産業振興に関すること。
- (7) 関係機関・各種団体会員等との連絡調整に関すること。
- (8) その他目的達成に必要な事業。

(組織)

第5条 本会は次の組織を設置し運営する。

- (1) 総会 評議員をもって構成する。
評議員 単位自治会から各2名、各部から2名、参与会から8名とする。
- (2) 役員会（以下これを「理事会」という。）
会長 1名、副会長 2名、
理事 各単位自治会長（但し、監事を除く）、各部長、及び参与会から4名
- (3) 監事 3名

(4) 本部及び各部

本会の事業推進にあたっては次の本部及び部を設置する。

組織運営本部、防犯対策部、防災対策部、交通安全部、環境保健部、地域福祉部、体育振興部、生涯学習部

各部に運営委員会を設置する。各運営委員会内に部長、副部長及び常任委員を置く。

各部の運営については、別に定める各部共通運営規則に定める。

(5) 振興会事務局

事務局（岩谷堂地区センター内）を設置し、事務局員を置く。

(役員等の選任)

第6条 役員等の選任は次により定める。

(1) 役員

会長・副会長・理事及び監事は総会において選任する。

但し、各部長は各部運営委員会において運営委員の中から互選し、総会に諮る。

(2) 運営委員

各部の運営委員は単位自治会より推薦を受けた者をもって構成する。

但し、必要な場合は団体会員より推薦することができる。

(3) 振興会事務局

振興会事務局長（振興会事務局次長を置くことができる。）及び振興会事務局員は役員会の承認を経て会長が任命する。

(役員等の職務)

第7条 役員等の職務は次により定める。

(1) 会長は、本会を代表し、会務を統括する。

(2) 副会長は、会長を補佐し、会長事故ある時はその職務を代理する。

(3) 理事は、役員会を構成し、本会の執行にあたる。

(4) 部長は、担当する部の運営を統括する。

(5) 副部長は、担当する部の運営にあたって部長の職務を統括補佐する。

(6) 常任委員は、担当する部の運営にあたって部長の命を受け、部の運営にあたる。

(7) 監事は本会の業務・会計の監査にあたる。

(8) 評議員は、総会を構成し、本会の運営について審議する。

(9) 運営委員は、担当部の運営委員会を構成し、事業推進にあたる。

(10) 各部運営委員会は、関係広域団体等の役員等の推薦要請があった場合、各部運営委員会において必要と認めた場合に限り、委員会に諮り、委員会の中から選任する。

(11) 振興会事務局長は、会長の命を受け、会務の執行にあたる。

(役員等の任期)

第8条 役員等の任期は次により定める。

- (1) 役員、評議員、運営委員の任期は2年とし、再任は妨げない。
- (2) 振興会事務局長（地区センター長の任命期間とする。）及び振興会事務局員は任命期間とする。
- (3) 補充により就任した役員等の任期は前任者の残任期間とする。

（会 議）

第9条 本会の会議は次により定める。

- (1) 総会
定期総会は毎年1回、会長がこれを召集する。臨時総会は役員会が必要と認めた場合、又は全評議員の3分の1以上の請求があった場合、会長がこれを召集する。
- (2) 理事会
会長が必要と認めた場合、又は全理事の3分の1以上の請求があった場合、会長がこれを召集する。
- (3) 議長
総会の議長は、その総会において出席評議員の中から選任する。
理事会の議長は、会長がこれにあたる。
- (4) 定足数
総会は全評議員の3分の2以上の出席をもって成立する。
但し総会においては委任状による出席を認める。
理事会については全理事の2分の1以上の出席をもって成立する。
- (5) 議決
議決は出席者の過半数をもって決定する。但し賛否同数の場合は議長が決定する。

（総会）

第10条 総会は次の事項を審議する。

- (1) 事業報告並びに収支決算の承認
- (2) 事業計画並びに収支予算の決定
- (3) 毎年度会費額及び会費納期の決定
- (4) 役員を選任
- (5) 規約の制定・改廃
- (6) 自主防災組織規約の制定・改廃
- (7) その他本会の運営に係る重要事項

（理事会）

第11条 理事会は次の事項を審議する。

- (1) 総会に付議すべき事項
- (2) 規約を補完する事務規程類の整備

- (3) 総会で議決した事項の執行に関して会長が必要と認めた事項。
- (4) 防災計画
- (5) その他、会務の執行に関して会長が必要と認めた事項。

(顧問)

第12条 本会に、顧問を置くことができる。

- (1) 顧問は、理事会の同意を得て会長が委嘱する。
- (2) 顧問は、本会の運営に関し意見を述べることができる。

(参与会)

第13条 本会に、参与会を置く。

- (1) 参与会は、第3条(3)で定める団体会員の代表者で構成し、会長が委嘱する。
- (2) 参与会は、本会との連携により協働して「地域づくり」を推進する。

(会計)

第14条 本会の経費は自治会負担金(会費)・交付金・補助金・寄付金、その他をもってあてる。

(管理帳簿)

第15条 本会は、次の帳簿を備えて必要事項を記載しなければならない。

- (1) 役員名簿
- (2) 評議員名簿
- (3) 金銭出納簿
- (4) 規約規程綴
- (5) 会議録
- (6) 予算決算書綴
- (7) 事業計画書及び事業報告書

(事業年度)

第16条 本会の事業年度は毎年4月1日より翌年3月31日までとする。

附 則

この規約は、平成14年4月1日より施行する。

この規約は、平成17年4月1日より全面改正施行する。

この規約は、平成18年4月1日より改正施行する。

この規約は、平成19年4月1日より改正施行する。

この規約は、平成21年4月1日より改正施行する。